

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和2年9月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000056号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000048号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月1日から平成30年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年7月から平成29年3月までは11万8,000円から38万円、平成29年4月から平成30年1月までは11万8,000円から36万円とする。

平成28年7月から平成30年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月から平成30年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成28年7月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年7月から平成29年3月までは38万円から41万円、平成29年4月から同年8月までは36万円から41万円とする。

平成28年7月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月1日から平成30年2月1日まで
請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と異なり、低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る請求期間の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、請求者及び事業主から提出された給料支払明細書に

より、標準報酬月額の設定の基礎となる資格取得時の標準報酬月額（41万円）及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（44万円）は、いずれもオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（平成28年7月から平成29年3月までは38万円、平成29年4月から平成30年1月までは36万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成28年7月から平成29年3月までは38万円、平成29年4月から平成30年1月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成28年7月から平成30年1月までの期間について、事業主から請求者の届出や保険料納付に係る回答が得られないが、上述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成28年7月1日から平成30年2月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、平成28年7月1日から平成29年9月1日までの期間について、日本年金機構の回答及び上述の給料支払明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、41万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の平成28年7月から平成29年8月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

ただし、平成28年7月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000062号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月

A社に営業職として勤務し、請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、請求者も賞与明細書等の資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、事業主及び社会保険担当者は、営業職に係る平成20年冬季賞与の取扱いについて、平成20年12月15日に暫定賞与を支払い、平成21年2月26日に確定した賞与と暫定賞与に係る精算を行っており、不足額は2月に支払い、過払額は次回以降の給与等から控除し、暫定額と精算額の合計額を冬季賞与額として、平成21年2月26日を支払日とする賞与支払届を提出しており、平成20年12月15日を支払日とする届出はしていない旨回答又は陳述している。

また、複数の営業職の同僚から提出された平成20年12月及び平成21年2月の賞与明細書又は確定冬季ボーナス計算書における賞与額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の平成21年2月26日に係る標準賞与額と一致する。

さらに、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳において、請求期間に係る賞与の記録が確認できないところ、平成21年2月26日に係る標準賞与額として、73万8,000円が記録されており、オンライン記録の標準賞与額と一致する。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000026号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000049号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和57年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月

A社に営業職として勤務し、請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主及び社会保険担当者は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明であるが、同社における営業職に係る平成20年冬季賞与の取扱いについて、1)平成20年12月15日に暫定賞与を支払い、平成21年2月26日に確定した賞与と暫定賞与に係る精算を行った上、同日を支払日として暫定額と精算額の合計額を届出しており、平成20年12月15日を支払日とする届出はしていないこと、2)確定時の精算について、不足額は2月に支払い、過払額はその後の給与等から、社員自身が選択する方法で控除すること、3)請求者の請求期間に係る冬季賞与額は、加入するB健康保険組合の記録から14万1,400円である旨回答又は陳述している。

また、複数の営業職の同僚が、冬季賞与は7月から12月までの業務実績を対象としており、11月までの期間の暫定額が12月に支払われ、翌年2月に全期間を精査した確定額と暫定額の精算がされ、過払額については、次回賞与又は給与から控除(一括又は分割)する方法により返金していた旨回答及び陳述している。

さらに、請求者の請求期間に係る賞与について、上述の事業主及び同僚の賞与の取扱いに係る回答及び陳述を踏まえると、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細書兼残高表において、平成20年12月15日に142,994円の振込があり、平成21年2月には賞与に係る振込がないことが確認できるところ、同

僚の賞与明細書により確認できる社会保険料率に基づく当該振込額から推認される請求者の標準賞与額は、冬季賞与に係るオンライン記録の標準賞与額を上回り、平成 21 年 2 月確定時において精算による過払額が生じている可能性を否定できない。

加えて、請求者は、平成 20 年冬季賞与に係る資料を保管しておらず、請求期間に係る賞与額及び精算額の処理について確認できないため、平成 20 年 12 月 15 日の振込額からだけでは、請求者の標準賞与額について判断することができない。

その上、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳において、請求期間に係る賞与の記録が確認できないところ、平成 21 年 2 月 26 日に係る標準賞与額として、14 万 1,000 円が記録されており、オンライン記録の標準賞与額と一致する。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。